

新潟県条例第35号

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部を改正する条例

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成12年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務処理の特例) 第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（ <u>法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。</u> ）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。	(事務処理の特例) 第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。